

令和7年度愛媛地方最低賃金審議会第3回愛媛県最低賃金専門部会 議事録

日時

令和7年8月21日（木）9：58～11：29

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本部会長、井上部会長代理、五領田委員

労働者代表委員

白石委員、竹箇平委員、長岡委員

使用者代表委員

小池委員、西岡委員、八塚委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、高尾賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 金額審議
- 3 その他
- 4 閉 会

議事

○賃金室長

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、委員の皆様全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しております、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、森本部会長、これから議事進行をよろしくお願ひいたします。

○森本部会長

ただ今から、第3回愛媛県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日も引き続き、金額審議を行いますので、公労、公使に分かれて審議を行ってまい

ります。

2者間協議となる金額審議は、非公開となりますので、傍聴人の皆様は、ここで退席いただきますようお願いします。

(傍聴者退席)

(以降具体的な金額審議)

○労働者側（4回目）

最低賃金近傍で働く労働者の苦しい生活を考えると、あまりに低い額での結審は考えていない。愛媛県の場合、当てはまるのは卸・小売業やサービス業なので、そこに着目していきたい。

春季賃上げ妥結状況のうち、連合が把握しているこれらのサービス業の状況は、賃上げ額が時給で約77円となっている。

それに加えて一時金の支払いもあり、このうち夏季一時金時給換算分で4.4円程度になり、先ほどの約77円を加えると、81.4円となる。

本日、結審に向けた歩み寄りとして、この結果を切りのいい数字に合わせて、80円引き上げた1,036円（引上げ率8.37%）を提示する。

○使用者側（4回目）

中央最低賃金審議会が出した目安は、消費者物価指数の上昇率等、根拠はデータとして理解できないところもあるが、全国的にこれを基にして議論をしている以上、これである程度バランスを見て結審に向けて審議することになると思われる。

ただ、目安の金額でも影響率は28.18%、およそ3割になっており、最低賃金近傍で働く労働者を雇っている中小・零細企業にとって急激な引き上げであり、最低賃金を割る労働者以外にも、賃金が追い付かれて逆転される労働者の賃金を見直す必要が出る。そのため、給与体系を抜本的に見直す事業所も生じるし、給与計算プログラムも当然直す必要がある。人件費が当然増えるので、その影響も分析する必要がある。国は、支援措置を行うと言っているが、具体的に何をするか今もわからないので、中小・零細企業がそれを理解するための時間が必要である。今回は、最低賃金発効前に余裕を持たせることが必要である。

加えて、非常に現実的な問題として、就業調整の問題がある。パートタイム労働者の中には、賃金が時給1,000円超えになると、簡単に年収の壁に到達し、それで働けなくなるという話も出ている。年末に就業調整を行われたら、事業者は勤務シフトが組めなくなり、売り上げが落ちるという切実な問題がある。これまでにもあったが、これだけ急激に最低賃金が上がったら、すぐに年収の壁の問題で、労使双方に大きな影響が出る。

本日、結審に向けた歩み寄りとして、以上の主張を踏まえた上で、63 円引き上げた 1,019 円（引上げ率 6.59%）を提示することに加え、発効日を 12 月 1 日指定とすることをお願いしたい。

○労働者側（使用者側から示された指定日発効に対する意見）

発効日について、金額が決まっていない金額審議の時点でどうするかということを聞かれたら、労働者側としては原則として法定発効で行うべきと考えているし、指定日発効をするのであれば、それ相応の理由が無いと労働者側としては、受け入れ難いと考えている。

発効日のみを後倒しにするということは、その分賃金が減るということなので、その分の重みを考えるべきではないか。仮に後倒しにするのであれば、それ相応の金額を上積みしなければならないという話になりかねない。

（双方からこれ以上の金額提示はなく、全体会議を再開することに一同同意）

（審議を公開）

○森本部会長

再開いたします。

聴取される方は注意事項を守っていただきますようお願いします。

議事項番 4 「その他」に入ります。

本日は労使それぞれから金額提示を出していただき、金額審議を重ねてまいりましたが、金額の隔たりは未だ大きく、本日結論を出すには至りませんでした。次回、引き続き行う専門部会で再度審議を行うこととなりました。

事務局から今後の予定の説明があります。

○労働基準部長

次回、第 4 回専門部会につきましては、改めて日程を調整させていただき、その上で委員の皆様方にお知らせいたしたいと思います。

また、本日午後予定しておりました第 3 回の本審につきましても、それに併せて日程を延期し、中止とさせていただきます。午後の予定も確保いただいたところで、大変申し訳ございませんが、御理解いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○森本部会長

これをもちまして本日予定していました議題はすべて終了いたしました。

他に御質問等がなければ、以上で第3回の専門部会を終了いたします。
皆様、大変お疲れさまでした。